

◎新潟県告示第506号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成25年4月5日から平成25年4月19日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

届出事項

1 発起人の住所及び氏名

新潟県村上市岩船岸見寺町3番15号

小田 政市

新潟県村上市岩船岸見寺町1番7号

丸山 久雄

新潟県村上市岩船地蔵町3番33号

脇坂 三重城

2 加入区

村上市岩船港加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

新潟漁業協同組合